

生徒心得

(2026・6・5)

学校の内外を問わず、先生や学友に対して、親しさの中に互いの人格を敬う態度を心がけること。日常のあいさつは欠かさないとことと。学校への来訪者に対しては特に礼儀に留意すること。

1 服装

(1) 本校指定の制服を着用のこと。

ブレザー（紺に3つボタン）※左襟に校章をつけること。

ズボン（グレーに青のオリジナル横）またはスカート（紺に紫のオリジナル柄）※スカート丈は「膝の皿上部にかかる」程度を基準とする。

ワイシャツ（白の無地で織り柄のないもの。襟型等は標準とする。）

ネクタイまたはリボン（紋入り細ジメストライプ、Hマーク入り）

ベスト（紺に本所高のマークのあるもの。ただし、購入、着用は希望者のみとする。）

(2) 夏季（5月下旬～10月中旬）の期間は、次の服装とする。

ワイシャツ（白の無地で織り柄のないもの。開襟シャツを認める。左の胸のポケットに校章をアイロンプリントしたものを着用する。）

ベスト（紺に本所高のマークのあるもの。ただし、購入、着用は希望者のみとする。）

ポロシャツ（ワイシャツ・ベストの代替として着用を認める。紺に本所高のマークのあるもの。）

(3) 靴下は、白・紺・黒とする。（ただし、地味な（黒または肌色）ストッキングの着用を認める。ルーズソックスの着用は許可しない。）

(4) 上記制服は、冬季用、夏季用を問わず本校指定の業者で購入すること。（ただし、ワイシャツ・靴下についてはこの限りではない。）

(5) 冬季（10月中旬～5月下旬）の期間は、本所高指定のセーター（紺に本所高のマークのあるもの。）の着用を認める。ただし、登下校は、必ずブレザーを着用のこと（移行期間中を除く。）また、黒・紺・グレー・茶などの地味なコートの着用を認める。

2 頭髪 常に清潔で品位のある頭髪であること。

<方針>

① 頭髪に染色 脱色 パーマ等、手を加えてはいけない。

② 年間を通して、違反者に元の髪色に戻す指導を行う。スプレーは認めない。

③ 年間3回の強化日を設定し、生徒部と学年で連携し指導する。

（次の場合も是正の対象となる）

① 一度手を加え、それ以降手を加えていなくても、黒染めが落ちてきた場合。

3 アクセサリー アクセサリーの類は使用を禁止する。（指輪・ピアス・透明ピアス ネックレス・マニキュア・口紅・色つきリップ 化粧など）

4 登校

(1)8時30分までに登校すること。持ち物はカバンまたはスポーツバッグに入れて登校すること。

(2) 自転車通学を認められた者は登録シールを貼り、指定された場所に駐輪すること。なお自転車通学をする者は8時20分までに登校すること。

5 外出 登校後は無断外出しないこと。止むを得ない場合は、生徒手帳に理由を記入し、担任の許可を受けること。また、帰校したらすぐに担任に報告すること。

6 下校 下校時刻は午後5時までとする。特別の理由があれば、午後5時以降の校内残留を認める。

7 残留朝練 特別教育活動(部活動・HR・生徒会など)、学習活動その他の理由で、特に午後5時以降の残留を必要とする場合は、顧問の許可を受け活動すること。また、部活動については職員室前の黒板に部活動名の磁石を貼ること。なお、残留・朝練に際しては、担当教師(HR担任 部活動顧問など)の付き添いを必要とする。

8 休日登校 休祭日および学校の休業日は、特別の理由がなければ、学校への出入りは認められない。特別教育活動・学習活動その他の理由で、特に登校を必要とする場合は、休日活動届を副校長に提出する。また登下校の際は、必ず顧問に連絡すること。なお休日登校に際しては、原則として担当教師(HR担任・部活動顧問など)の付き添いを必要とする。

9 欠席・遅刻・早退などの諸届 欠席・遅刻・早退・欠課・見学は、そのつど生徒手帳に記入し、保護者捺印の上、担任に届け出ること。又は、電話及びクラッシーにて連絡すること。

10 特欠 就職・進学 特別教育活動(公式試合・発表会などへの参加)等の理由で、欠席あるいは欠課しなければならない場合は、事前に所定の用紙により担当教師(HR担任・部活動顧問など)の許可を得て、教科担任に届け出ること。

11 長期欠席忌引 1週間以上引き続き欠席する場合は、生徒手帳による届け出とは別に、保護者連署捺印の欠席届を提出すること。なお、忌引日数は父母7日、兄弟4日、祖父母3日、その他の親族1日とする。

12 盗難防止 校舎内での盗難を防ぐため、貴重品は、必ず身につけておくこと。体育や教室をはなれての授業、部活動等をする場合は、教室・更衣室に貴重品を置き放しにしないこと。

13 校舎・校具の破損 校舎・校具は大切に扱うこと。万一誤って破損・亡失した場合は、すぐ担当教師(HR担任・部活動顧問など)に届け出ること。場合によっては、その一部または全部を、現品または金銭で弁償しなければならないこともある。

14 集会 学校内外で生徒が集会を催す場合は、事前に担当教師(HR担任・部活動顧問 使用施設の管理

責任者など)に届け出て、その許可を受けること。(通常の部活動は除く)

15 掲示等 校内に掲示・貼紙・陳列・配布等をする場合は、事前に生徒部に届け出て、その許可を受けること。なお、貼り紙等は糊・ガムテープを絶対に使用しないこと。

16 アルバイト アルバイトは禁止する。ただし、やむを得ない事情により行いたい場合には、保護者、担任と事前に相談すること。

17 娯楽場等への立入 登下校の途中で、娯楽場等に立ち寄らないこと。

18 不正行為等 不正行為・暴力行為・飲酒・喫煙等は絶対にしてはならない。

19 オートバイ等 オートバイ、バイク、乗用車等での通学は禁止する。

あらゆる行動において、高校生としての品位と節度を保つこと。